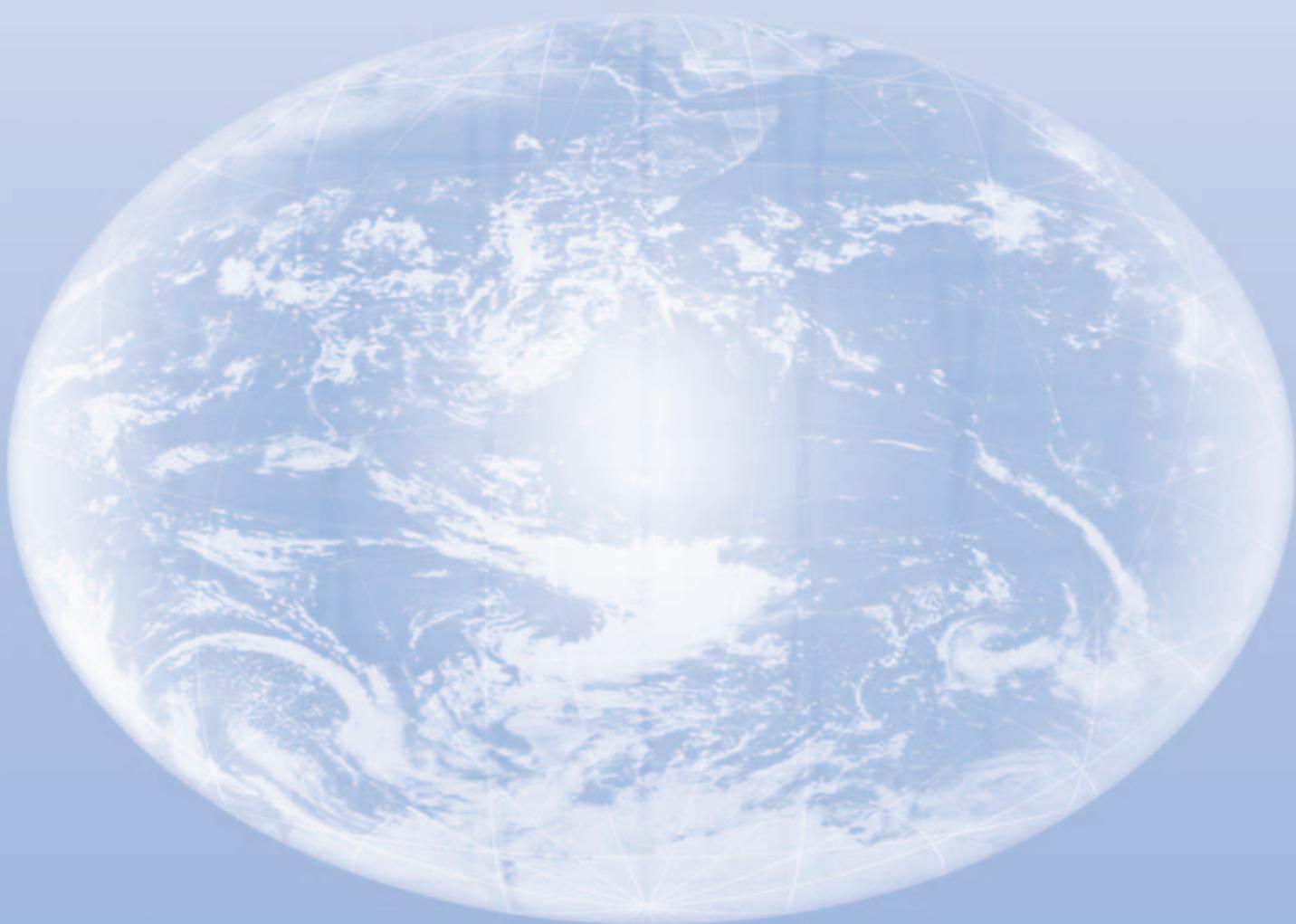


# 第1部 概観



# 第1部 概観

## 軍縮・不拡散に対する世界的な取組

### 1. 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍備縮小（軍縮）が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第8条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章（国連憲章）では、第11条で軍縮及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置付け、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」という用語は、国連憲章以外でも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減さらには廃絶することを意味するとされる。また、冷戦時代には、「軍備管理」という用語も登場した。「軍備管理」とは、軍備又は兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味する。軍備管理は、1970年代に米国とソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、主として核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的とする概念として用いられるようになった。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）のほか、それらの関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発・取得を企図する国やテロリ

ストなど非国家主体への大量破壊兵器やその関連物資・技術の拡散の懸念の高まりを受け、国際社会はその防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資・技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資・技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、安全保障環境を向上させることを目的としている。また、ある国が一方的に軍備の縮小を実施する場合もある。

### 2. なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるように、との日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから

自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮・不拡散の取組は、こうした現実も踏まえた上で考えていく必要がある。

軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を増強するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備拡張競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を制限・調整していく必要があると考えるようになってきた。

まず何より、軍備拡張競争や兵器の拡散は国際の平和と安全を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武

力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争を引き起こすことになりかねない。国連憲章が、第11条で、軍縮及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置付けている理由は主としてここにある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備拡張競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。



広島平和記念式典への参列者

## 第1章

# 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

日本は、以下の基本的な考え方に基づき、軍縮・不拡散外交を推進している。第一に、日本国憲法に謳われ、日本が拠って立つ平和主義の理念に基づいて、また、唯一の被爆国として核兵器使用の惨禍を訴える責務を有する国として、日本が「核兵器のない世界」の実現に向け、国境を越えた取組を進めていくことは重要である。第二に、日本の平和と安全を確保する観点からも、日本を取り巻く地域の安全保障環境を安定させるためにも、地域における軍備拡張競争を防ぎ、大量破壊兵器等の拡散を未然に阻止することは重要である。また、地域の平和と安全のみならず、世界の平和と安全の維持・確保にも貢献しつつ、現実的かつ着実な軍縮・不拡散の取組を進めていくことは重要である。第三に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む必要性が高まっている。第四に、日本が外交の柱に据えている「人間の安全保障」の実現においても、軍縮・不拡散は重要な意義を有している。以下、こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について詳述する。

### 1. 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は国際社会の中で平和国家としての地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力

の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命があると考えられる。

日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言えよう。

### 2. 日本の安全保障の観点

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮・不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。

この中で、北朝鮮は、2009年4月5日にミサイルを発射し、同年5月25日には、2006年に続いて2回目の核実験実施を発表した。なお、4月5日は、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）において、平和で安全な核兵器のない世界に向けた現実的かつ具体的な方途を追求することを明確に宣言した日でもあった。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、日本を含む地域の安全保障における重

大かつ差し迫った不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の面でも深刻な課題となっている。このような状況下で日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制の堅持とともに、周辺地域や国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきた。

日本が米国の核抑止に依存しつつ核軍縮を追求することについて、時に疑問が呈されることもある。しかし、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は必要不可欠である。同時に、日本は、核抑止に依存する必要のない国際的な安全保障環境を実現すべく、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核リスクをより確実に最小化していくための現実的な核軍縮・不拡散措置を追求している。このように、当面核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要の責務を果たしていくことと核軍縮を同時に追求していくこととは、なんら矛盾するものではない。

### 3. 人道主義的アプローチ

また、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。例えば、1999年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）や

2010年に発効したクラスター弾に関する条約（オスロ条約）は人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約については1997年12月の署名の後、1998年9月に同条約を締結し、また、オスロ条約については2009年7月14日に締結した。核軍縮・不拡散の分野においても、2010年5月NPT運用検討会議の最終文書（行動計画前文A.v）において、核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念が表明され、国際人道法の遵守の必要性が再確認されるなど、人道主義的な観点が重視されている。

### 4. 人間の安全保障の観点

軍縮・不拡散は、「人間の安全保障」という観点からも重要な意義を有する。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりをもって国づくりを目指すという理念である。紛争終結後も、紛争地に居住する人々の安全、生活を脅かす対人地雷や小型武器といった兵器は、「人間の安全保障」の実現に対する脅威となっている。これらの問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも、欠かせないものである。



広島平和記念式典での原爆死没者名簿奉納

## 第2章

# 軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組

本書第四版の発刊（2008年3月）以降の2008年4月から2010年にかけて、国際的な軍縮・不拡散体制は、新たな課題・挑戦に直面している。一方、2009年は、4月のオバマ米国大統領のプラハ演説を一つのきっかけとして、核軍縮に向けた機運が一段と高まった年であった。以下、本書第四版発刊以降の軍縮・不拡散をめぐる現状の主要点及び日本の取組につき概観する。

### 1. 地域の不拡散問題（第2部参照）

#### （1）北朝鮮

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は核兵器不拡散条約（NPT）を基礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した後、6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨を宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表するなど、強硬姿勢を強めている。また、2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使とヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、北朝鮮が実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。

日本は、北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう引き続き求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き米国、韓国を含む関係国と緊密に連

携していく考えである。

#### （2）イラン

国際原子力機関（IAEA）無申告のウラン濃縮関連活動が2002年に発覚したイランの核問題も、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制への重大な挑戦である。2009年9月には、新たなウラン濃縮施設（建設中）が明らかになり、2010年2月には、自国でのテヘラン研究用原子炉（TRR）用燃料生産を目的として約20%のウラン濃縮を開始するなど、イランは依然として安保理決議に反してウラン濃縮関連活動を継続・拡大している。このような動きに対する国際社会の対応として、2009年11月には、IAEA理事会は、2006年2月以来となる決議を採択し、IAEAへの完全な協力や、未申告の核関連施設建設を行っていないことをIAEAに保証することを求めた。また、2010年6月には安保理決議第1929号が採択され、イランに対する制裁措置が強化された。なお、TRR用燃料供給については、2009年10月にイランとEU3+3（英国、フランス、ドイツ、米国、ロシア、中国）の協議を踏まえ、IAEAにより、イランから低濃縮ウランをロシアに移送し再濃縮した後フランスで燃料に加工してイランへ引き渡すという提案がなされ、米国、フランス、ロシアが同提案に同意したが、同年11月、イランは同国内で低濃縮ウランと核燃料の同時交換を主張した。2010年5月に、イラン、トルコ、ブラジルが国外移送につき合意（テヘラン合意）するも、本件交渉において、同年12月に至るまで進展は見られない。

日本は、関係国と緊密に連携しつつ、イランとの独自の関係に基づく働きかけを継続し、核問題

の平和的・外交的解決に向け努力していく考えである。

### (3) インド・パキスタン

1998年に核実験を実施したインドとパキスタンは、日本を含む国際社会からの働きかけにもかかわらず、依然としてNPT加入と包括的核実験禁止条約(CTBT)署名には至っていない。日本は、インド、パキスタンに対し非核兵器国としてのNPTへの加入及びCTBTへの署名・批准を引き続き働きかけている。

2005年7月、シン・インド首相の米国訪問の際、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月にブッシュ米国大統領が訪印し、米国・インド両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に、14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取る一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した(いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」)。その後、米国において、インドへの民生用原子力協力を可能にする国内法の改正案が2006年12月に成立、さらに2007年7月には米国・インド二国間協定交渉が完了、2008年9月のNSG臨時総会で「インドとの民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサス採択され、インドの例外化が決定された。日本は、インドの戦略的重要性や増大するエネルギー需要、国際的な核軍縮・不拡散体制への影響等、様々な要因を注意深く検討した結果、2010年にインドとの原子力協定交渉を開始した。

## 2. 核軍縮・不拡散(第2部、第5部、第6部参照)

### (1) 核軍縮

2010年5月のNPT運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化することが目指された。会議で

は、個々の争点をめぐり、すべての締約国が全会一致で合意することができるか予断を許さない状況が続いたが、最終日に、NPT体制を支える3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができたことは、NPT体制を維持・強化し、核軍縮・不拡散を推進する上で大変有意義であった。日本とオーストラリアとの共同提案による軍縮・不拡散措置を含め、日本の提案は、多くの国から幅広い支持を得て、その内容は広く最終文書に反映された。

また、日本は、1994年以来毎年国連総会に核軍縮決議案を提出してきている。2010年NPT運用検討会議では、10年ぶりに最終文書が採択されたことを踏まえ、タイトルを「核兵器の全面的核廃絶に向けた共同行動」とし、従来に比べ包括的で具体的行動を求める内容とした。

CTBTについては、2008年1月にコロンビアが批准したが、2011年1月現在、発効要件国44か国のうち残り9か国が未批准のため未だ発効していない。CTBTはNPT体制を基礎とする核軍縮・核不拡散体制を支える重要な柱であり、日本はその早期発効を目指し、未批准国への外交的働きかけを継続している。

### (2) 不拡散

北朝鮮やイランの核問題は、前述のとおり、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。NPT体制が危機に直面し、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とするIAEAが核不拡散の観点から果たす役割が一層重要性を増す中で、日本はIAEA指定理事国としてその活動に継続的に人的・財政的貢献を行ってきている。2009年7月に行われたIAEA事務局長選挙においては、天野之弥在ウィーン日本政府代表部大使が当選を果たして理事会の任命を受け、9月の総会による承認を経て、12月に日本人として、またアジアから初めて、第5代IAEA事務局長に就任した(コラム「天野之弥 IAEA事務局長の就任」参照)。また、国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEA保障措置に関し、2010年NPT運用検討会議におい

てIAEA 保障措置の強化に関する作業文書を提出したほか、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与える追加議定書の核不拡散上の意義にかんがみ、日本は、より多くの国が追加議定書を締結するよう様々な協議の場で各国に働きかけるとともに、IAEAとも協力しつつ、追加議定書締結支援のための地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAの取組を支援してきている。また、2010年6月には、オーストラリアの提案に基づきアジア・太平洋地域における保障措置に関する情報交換、地域的協力の促進等を目的として形成されたアジア・太平洋保障措置ネットワーク（APSN14）の第1回会合が日本を含む14か国とその関係機関の参加を得てインドネシアで開催された。

このほかにも、日本は、不拡散体制の維持・強化のため様々な外交努力を行っている。国際輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ不拡散を支持する国々による輸出管理の協調のための枠組みであり、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに関する多国間の輸出管理レジームが存在するが、日本はこれらすべてに参加・貢献している。また、日本は、大量破壊兵器等の拡散を阻止するために、国際法及び各国の国内法の範囲内で参加国が共同してとり得る移転・輸送阻止のための措置を検討・実践する「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視しており、2010年11月1日から2日にかけて、オペレーション専門家会合（OEG）を初めて開催し、今後のPSIの活動の在り方につき幅広く議論を行った。さらに、日本は、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指しアジア諸国を中心に諸外国への働きかけを行っており、2003年度からアジア不拡散協議（ASTOP）を、また、1993年度からアジア輸出管理セミナーをそれぞれ開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。

### （3）核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は、発電のみならず医療や農業等の広範な分野で平和的に利用されている核物質・放射線源

等がテロ組織等の手に渡り悪用されないよう、核セキュリティに関する取組の強化を図ってきた。

IAEAでは、核セキュリティ基金を活用し、核物質・原子力施設の防護等の取組を継続・強化している。また、核テロリズムの行為の防止に関する国際約束や核物質の防護に関する条約の改正、核物質及び原子力施設の防護に関するIAEAの勧告の改訂など、核セキュリティの強化に資する国際条約や、国際的な規範作りが進んでいる。同時に、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の枠組みで各国の核テロ対処能力を高めるための国際協力が進められている。さらに、2010年4月には、核テロ対策をテーマとする初めての首脳会合である「核セキュリティ・サミット」が開催され、核セキュリティ強化に向けた政治的意思が確認された。

日本は、IAEA核セキュリティ基金を通じ、国際的な核セキュリティ強化に貢献してきており、2010年1月には、IAEAとの共催で、アジア地域における核セキュリティ強化のためのセミナーを東京で開催した。また、核セキュリティ・サミットにおいて、核セキュリティ強化のための国際貢献措置として、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設立、②核物質の測定、検知及び核鑑識に関する研究開発、③IAEA核セキュリティ事業への一層の財政的・人的貢献、④世界核セキュリティ協会会合の日本開催、の4つのイニシアティブを発表した。

### （4）旧ソ連諸国に対する日本の非核化協力

ロシア極東における退役原子力潜水艦解体協力事業「希望の星」については、2009年12月までに計6隻を解体して完了し、現在、解体済原潜の原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施している。また、ベラルーシにおける核セキュリティ強化事業への協力を実施するとともに、ウクライナ及びカザフスタンにおける同様の協力事業についても作業を進めている。

## 3. 生物・化学兵器（第3部参照）

今日、科学技術の発展に伴い、様々な化学物質や細菌の微生物が民生用途に利用されているが、

これらが生物・化学兵器として悪用された場合、その災禍は甚大で、大量破壊兵器として人類の脅威となり得る。これら生物・化学兵器を包括的に禁止する多数国間条約として、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）は国際社会の安全保障上重要な価値を有している。日本を始めとする国際社会は、条約締約国の増加（普遍化の促進）、条約義務の履行（国内実施の強化）等に取り組んでいる。日本は、国際社会と連携しつつ、特にアジア地域を対象として、国内実施法制定等の支援を目的としたワークショップ等の開催や専門家の派遣を行っている。

また、テロ組織などの非国家主体による生物・化学兵器の使用が現実の脅威となった今日、日本は、米国、オーストラリア及びマレーシアと共催でマレーシアの東南アジア地域テロ対策センター（SEARCCT）において、「東南アジア地域生物テロ対策ワークショップ」（2008年5月）を開催するなど、生物・化学テロへの各国の取組も支援している。

#### 4. 通常兵器（第4部参照）

近年、一般市民を紛争に巻き込み、人道上容認できない結果をもたらす通常兵器の保有、使用等を禁止するとの人道的観点や、紛争後の社会・経済に与える悪影響を除去するとの開発の観点から、対人地雷、クラスター弾、非合法の小型武器などについて、その保有、使用等を制限・禁止し、廃棄・除去する取組が行われている。

対人地雷については、2009年11月～12月、コ

ロンビアで、対人地雷禁止条約（オタワ条約）の第2回検討会議が開催され、今後5年間の行動指針となる「カルタヘナ行動計画」及び「2009年カルタヘナ宣言」が作成された。

クラスター弾については、クラスター弾の使用、保有、生産等を禁止する「クラスター弾に関する条約（オスロ条約）」が2010年8月に発効した（日本は2009年7月に締結）。その一方で、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の枠組みでも、引き続きクラスター弾の規制について議定書交渉が行われている。

日本は、オタワ条約及びオスロ条約の非締約国に対して加入への働きかけを行い、条約の普遍化促進に積極的に取り組んでいる。同時に、日本は対人地雷、クラスター弾を含む不発弾がもたらす人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や残存する不発弾等の処理といった対策を実施してきており、小型武器については、被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトを積極的に実施してきている。また、国際社会における関係者がこれら諸問題の実態を認識し、意識を高めることを目的としてシンポジウム等を主催している。

通常兵器の国際移譲を管理し、責任ある国際移譲を確保するための国際条約を作成するため、2012年に国連武器貿易条約（ATT）会議が開催される。日本は、準備委員会等の国連が主催する会議に出席し建設的に議論に貢献しているほか、ATTの議論を深めるための地域会合を主催している。